

騒音に係る環境基準

環境基準(LAeq)

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、「騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準」として、下記の表のとおり定められています(平成10年9月30日環告64号 改正 平成12年3月28日環告20号)。

道路に面しない地域

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

なお、大阪府では以下のように定められている。(平成11年3月19日大阪府公告第29号)

AA: 貝塚市名越

国立療養所千石荘病院の敷地

貝塚市橋本

大阪市立貝塚養護学校の敷地

富田林市大字甘南備

大阪府立金剛コロニーの敷地

A: 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B: 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)

C: 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。)及び工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(道路に面する地域)については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間)にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)にすることができる。	

注

(1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る。)

に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第9項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項に掲げる自動車専用道路

(2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル